

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

昭和48年10月に妻と共に付加年金加入の届出をし、その後は夫婦で付加保険料も含めて納付してきたはずなので、申立期間が定額保険料のみの納付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ、3か月と短期間であるとともに、定額保険料はすべて納付済みとなっており、長期間にわたって保険料を前納しているなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、昭和50年4月から12月までの期間の付加保険料が納付されていることから、同一年度内である申立期間についても、納付額に付加保険料が含まれた納付書が発行されていたと考えるのが自然である。

さらに、一緒に付加年金加入の届出を行ったとする申立人の妻の付加保険料は、昭和48年10月以降、申立期間を含めてすべて納付済みとなっており、申立期間以外の納付状況が基本的に夫婦同一であることから、申立人の申立期間のみ、付加保険料が納付されていないのは不自然である。

加えて、申立人は昭和48年10月から付加保険料を納付しているにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、51年4月に付加年金加入の届出を行った記録になっている上、市町村が保管する被保険者名簿では、申立期間の保険料は定額保険料も未納とされているなど、行政側の記録管理に不適正な点も見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から58年3月まで

国民年金保険料は、母が婦人会を通じて納めてくれていた。申立期間の保険料に係る婦人会の預り証を所持している上、一緒に納めていた父は納付済みなので、私が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が婦人会を通じて納付していたと主張しているところ、申立期間当時、婦人会が保険料を徴収していたことが、役場職員の証言から確認できる。

また、申立人は、申立期間の保険料に係る、婦人会が発行したとする預り証を所持している。

さらに、申立期間当時同居していたとするその父親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、申立期間を含め、保険料をすべて納付している。

その上、申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適正に行っていたことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、納付書により郵便局で納付した。国民年金手帳に検認記録は無いが、同様に検認記録が無い昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については納付済みとなっており、申立期間も同様に納付したはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、38 年 5 か月に及ぶ国民年金加入期間について、申立期間の 9 か月を除き全て保険料を納付しているなど、年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 6 月に払い出されるとともに、37 年度の保険料は納付済みとなっていることから、申立人は、国民年金加入後に過去の未納期間を解消するため、さかのぼって保険料を納付したことが推認できる。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と一致しており、納付したとする場所等についても、不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月から平成 5 年 11 月までの期間について、その主張する標準報酬月額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 16 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 57 年 3 月から平成 5 年 11 月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から平成 5 年 12 月 13 日まで
A 社に勤務していた期間について、標準報酬月額の記録が実際の報酬額より低いことがわかった。保険料控除額が確認できる給与明細書があるので、適正な金額に訂正してもらいたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 57 年 3 月から平成 5 年 11 月までの標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額等から判断すると、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は平成 12 年に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れず不明であるが、申立期間に係る給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が昭和 57 年 3 月から平成 5 年 11 月までの期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、同給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 38 年 6 月から 57 年 2 月までの期間については、申立人の記憶も不明瞭^{りょう}で、事業主及び同僚からも当時の事情を聴取することができない上、社会保険事務所の管理する申立人及び同僚の記録にも不自然な処理は見られない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月21日から同年10月1日まで

私は、平成8年5月から12年1月までの期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を見たところ、8年10月1日から退職までの記録となっており、入社から8年9月までの期間の記録が無いのはおかしい。給与明細書も持っており、給与から保険料も引かれているので、申立期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた給与明細書、事業所保管の給与台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成8年5月21日から継続し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の平成8年5月から同年9月までの厚生年金保険料は、間違いなく給与から控除しており、社会保険事務所に納付していない。事務処理の誤りがあった。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日を平成8年10月1日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成8年10月について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から14年4月1日まで

申立期間について、A社に勤務していたが、退職後、元上司から、従業員の標準報酬月額を改ざんしていたとの話を聞いた。また、当時の給与明細書を見ても、保険料控除額に不審な点がある。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成8年10月について、申立人が提出した給与明細書から、申立人がその主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち平成8年10月については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認

められない。

一方、申立期間のうち平成8年11月から14年3月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与明細書により、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成15年4月から16年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年5月1日から14年2月9日まで
② 平成14年4月1日から18年2月21日まで

申立期間についてA社に勤務していたが、当時から自分の標準報酬月額について疑問があったので、会社に問い合わせたが取り合ってもらえなかった。申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成15年4月から16年6月までの期間について、申立人が提出した給与明細書から、申立人がその主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成10年5月から14年1月までの期間、14年4月か

ら 15 年 3 月までの期間及び 16 年 7 月から 18 年 1 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 605

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年5月まで

申立期間については、A事業所を退職して村のB委員会で働き始めたことから、役場の担当職員に勧められて国民年金に加入した。当時は、村を挙げて国民年金の加入促進を図っており、その立場にあった自分が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所を退職して、昭和48年4月から村のB委員会で働き始めたことから国民年金に加入した。当時は村を挙げて国民年金の加入促進を図っており、その立場にあった自分が未加入となっているのは納得がいかない。」と主張しているが、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等に係る記憶は曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、村のB委員会で働いていたとする申立期間においても、引き続きC共済組合員であったことがC共済組合地方支部で確認できることから、申立人は国民年金には加入できなかったものと推察される。

さらに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人の名前は見当たらない上、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで
国民年金保険料については、亡夫が夫婦共々1か月の未納も無いよう、欠かさず納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその夫は既に死去しており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人及びその夫の納付状況を見ると、必ずしも夫婦同一とはなっていないことから、夫の納付状況をもって申立人の保険料納付を推認するのは困難である上、申立期間の一部については、その夫も未納となっている。

さらに、申立人及びその夫とも、申立期間以外に数年間に及ぶ未納期間が見受けられる。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれら収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 21 日から 37 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 36 年 9 月 21 日に A 社に入社し、直ちに同社 B 支店勤務を命ぜられ、赴任した。B 支店には 1 年半ほど勤務し、その後、本社に異動して、44 年の年末まで同社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、資格取得年月日が 37 年 5 月 1 日との回答を得た。申立期間について厚生年金保険に加入していたと思うので、加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言から、申立人が申立期間において、A 社 B 支店に勤務していた可能性は考えられるが、同社は、昭和 62 年 4 月 1 日に C 社との合併により全廃しており、当時の事業主から事情を聴取することができず、合併後の C 社からも申立人の厚生年金保険料控除に係る関連資料や証言は得られない。

また、申立人が名前を挙げた同僚について調査するも、A 社 B 支店での厚生年金保険被保険者記録は確認できず、申立期間後の昭和 37 年 9 月に同社本社において、被保険者資格を取得した記録が確認できる。

さらに、申立ての事業所が申立期間当時加入していた D 健康保険組合に事情を聴取するも、申立期間について被保険者であった記録は確認できない。

なお、申立人は、「給与明細書はあったと記憶しているが、細かい内訳は無かったし、厚生年金保険料の控除についての記憶は無い。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 2 月 7 日から同年 8 月 9 日まで
②昭和 39 年 11 月 9 日から 40 年 12 月 21 日まで

私は、A社を退職した際に、脱退手当金を受給した記憶があるが、社会保険事務所の記録によると、申立期間についても、脱退手当金を受給したこととなっている。当時は長女が1歳のころで、幼い子供を連れて、請求手続等を行った覚えが無いため、当該期間について脱退手当金の支給の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無い。

また、申立人の脱退手当金は、社会保険庁のオンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から 12 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所から封書が届き、そこに記載された厚生年金保険の記録と自分が持っていた給与明細書の記録を照合したところ、その標準報酬月額に違いがあることが判明したので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成13年12月31日に適用事業所でなくなっており、同社において取締役を務めていた申立人は、12年3月1日をもって厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。申立人の申立期間のうち、10年3月から同年7月までの標準報酬月額については、資格喪失日後の12年3月23日に、26万円から9万2,000円に減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、同社において社会保険に係る事務全般を担当していたとする申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、その夫である事業主及び社会保険事務所職員と相談した上で、滞納保険料を解消するため、標準報酬月額を遡及して訂正する月額変更届に代表者印を押したと証言していることから、申立人は、同社の取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したと考えるのが自然である。

なお、申立期間のうち、平成10年8月以降の標準報酬月額については、遡及して減額訂正されていないことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月30日から25年12月17日まで
私は、昭和23年5月にA社に入社してから26年9月に退職するまで、一度も休職や退職をしていない。自分の記憶でも約3年間位継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは考えられない。50年以上前のことであり、当時の給料明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における同僚の氏名、仕事の内容及び住み込みで働いていたことなどを詳細に記憶しており、また、同僚の証言から申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。しかしながら、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料はない。

また、申立期間において社会保険事務所の管理しているA社の被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
② 昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、私は、中学校を卒業してすぐに、A社に勤務したが、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。間違いなく勤務していたのだから被保険者であると認めて欲しい。

申立期間②について、私は、兄の経営するB社に昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いのないのだから、被保険者であると認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の同僚の証言より、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 5 月 1 日からであり、当時の同僚も、「私は、昭和 36 年から申立ての事業所に勤務しているが、当該事業所が社会保険に加入したのは、38 年 5 月 1 日からである。事業所からその旨の説明も受けたし、当時、社長の奥さんが社会保険の加入手続を行うために、私が車で社会保険事務所まで連れて行ってあげたことを覚えている。」と具体的に供述している。

また、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有しておらず、事業主も既に死亡しているため、当時の事情について話を聞くことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、事業主の妻の証言により、申立人がB社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、同社は個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所になっておらず、事業主の妻も、「厚生年金保険の加入手続を行った覚えはない。」と供述している上、申立人も申立期間における厚生年金保険料控除に係る記憶が不明瞭^{りょう}である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。